平成３０年９月７日

＜報道関係者各位＞　　札幌司法書士会

平成３０年９月１０日から
司法書士による無料電話相談
「北海道胆振東部地震緊急ダイヤル」を開催します

札幌司法書士会（会長　里村美喜夫）では、９月１０日から、下記のとおり、司法書士による「北海道胆振東部地震緊急ダイヤル」を開催します。

９月６日に発生した平成３０年北海道胆振東部地震により、全道で長時間の停電が発生するなど、市民生活、社会活動に大きな被害と影響を生じました。

これまで大きな災害が発生するたび、被災者を支援しようとする善意につけこんだ不正請求や、不当に損失を転嫁しようとするなどの事案が起こっており、今回も同様の事案が発生することが懸念されます。

そこで、札幌司法書士会ではこの地震及びこれに伴う被害や紛争に法的な支援を行うため、下記の要領で「北海道胆振東部地震緊急ダイヤル」を開催致します。

つきましては、市民の皆様と法的サービスとの橋渡しのために、この電話相談事業を取材・報道していただけますようお願い申し上げます。

なお、常設の相談センター（下記「札幌司法書士会法律相談センター」及び「困りごと”ほっと”ライン」）では引き続きご相談を受け付けております。

記

北海道胆振東部地震緊急ダイヤル

◆日　時：平成３０年９月１０日から（当面の期間）
１０：００～１６：００

◆相談方法：無料電話相談

◆電話番号：０１１－５２２－５５７６（通話料は相談者の負担となります）

◆相談例：SNSで「被災者に義援金を送るため、レターパックで現金を送ってください」というメッセージが拡散されています。送ってよいでしょうか。
停電の影響で販売できなくなった商品を引き取らされ、代金を給料から天引きされました。
停電で休業したことによる損害は、北電に請求できますか。
信号が消えた交差点で交通事故に遭いました。警察の責任になりますか。

※本相談会は、札幌司法書士会が行うものです。

※札幌司法書士会の管轄区域は道内の一部ですが、全道の被災者等からのご相談をお受けいたします。

※本相談会の開催期間追ってお知らせいたします。下記の相談は並行して行っております。
札幌司法書士会法律相談センター　(面談相談)　予約受付電話　０１１－２７２－９０３５
困りごと”ほっと”ライン　(電話相談　平日１３:００～１６:００)　０１１－２１１－１５８５

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
札幌市中央区大通西１３丁目４番地 中菱ビル６階
札幌司法書士会　事務局　　(TEL　０１１－２８１－３５０５)